

「九州ブロック道路標識適正化委員会」第8回鹿児島部会

日時:平成27年9月2日(水)10:30～12:00

会場:鹿児島国道事務所5階大会議室

会 次 第

1. 開 会

2. 部会長挨拶

3. 出席者紹介

4. 議 題

1)世界文化遺産に係る道路案内標識の著名地点及び英語表記について

2)その他

①観光案内標識等との調整及び連携について

5. 閉会

【配布資料】

◆資料－1 : 出席者名簿・配席図

◆資料－2 : 九州ブロック道路標識適正化委員会鹿児島部会規約

◆資料－3 : 世界文化遺産に係る道路案内標識の著名地点及び英語表記について

◆資料－4 : 道路案内標識の表示内容

◆資料－5 : 道路案内標識設置予定箇所(案)

◆資料－6 : 観光案内標識等との調整及び連携について

「九州ブロック道路標識適正化委員会 第8回鹿児島部会」出席者名簿（敬称略）

【九州ブロック道路標識適正化委員会 鹿児島部会 構成員】

役職	機関及び所属	役職	氏名	備考 (代理出席等)
部会長	国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所	事務所長	川俣 裕行	
部会員	国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所	事務所長	加藤 仁志	(代理) 道路管理課長 上原 良文
〃	鹿児島県 土木部 道路維持課	課長	渡邊 敏晴	
〃	鹿児島県 土木部 道路建設課	課長	兒島 優一	(代理) 技術補佐 今和泉 和人
〃	西日本高速道路(株) 九州支社 鹿児島高速道路事務所	所長	市原 裕次郎	(代理) 統括課長 窪 修
オブザーバー (観光関係)	鹿児島県 観光交流局 観光課	課長	五田 嘉博	(代理) 観光地整備対策監 吉村 博幸
オブザーバー (世界文化遺産関係)	鹿児島県 企画部 世界文化遺産課	課長	米丸 剛	
オブザーバー (道路管理者関係)	鹿児島県 鹿児島地域振興局 建設部 土木建築課	課長	井上 省平	(代理) 技術主幹兼道路維持第一係長 永迫 昭夫
オブザーバー (警察関係)	鹿児島県 警察本部 交通部 交通規制課	課長	吉國 修一	(代理) 都市規制係長 華江 博幸
オブザーバー (道路管理者関係)	鹿児島市 建設局 道路部 道路建設課	課長	黒木 正浩	
オブザーバー (観光関係)	鹿児島市 経済局 観光交流部 観光振興課	課長	成尾 彰	
オブザーバー (世界文化遺産関係)	鹿児島市 企画財政局 企画部 世界文化遺産推進室	室長	尾堂 昭二	

【随行者】

	機関及び所属	役職	氏名	備考
	鹿児島県 土木部 道路維持課	技術主幹兼 改良施設係長	黒木 信三	
	鹿児島県 土木部 道路維持課	技術主査	堀之内 淳士	
	鹿児島県 土木部 道路建設課	計画調整係長	上室 健	
	鹿児島県 観光交流局 観光課	技術主査	上木崎 涼一	
	鹿児島県 企画部 世界文化遺産課	主幹	田代 孝也	
	鹿児島県 企画部 世界文化遺産課	技術主査	坂本 忠義	
	鹿児島市 建設局 道路部 道路建設課	主査	山下 大介	
	鹿児島市 企画財政局 企画部 世界文化遺産推進室	主任	福山 剛史	

【事務局】

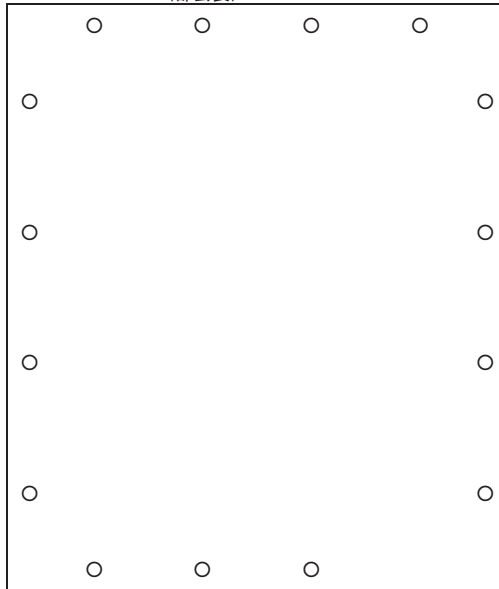
	機関及び所属	役職	氏名	備考
	国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所	技術副所長	日名子 信広	
	国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所 交通対策課	課長	中元 慎一	
	国土交通省 九州地方整備局 鹿児島国道事務所 交通対策課	専門員	松永 裕樹	

「九州ブロック道路標識適正化委員会 第8回鹿児島部会」

配 席 図

国 土 交 通 省 九 州 地 方 整 備 局
 (代理)大隅河川国道事務所長
 国 土 交 通 省 九 州 地 方 整 備 局
 鹿 児 島 国 道 事 務 所 長
 鹿 児 島 県 土 木 部
 道 路 維 持 課 長
 鹿 児 島 県 土 木 部
 (代理)道路建設課長 技術補佐

(部会長)



(事務局)

国 土 交 通 省 九 州 地 方 整 備 局
 鹿 児 島 国 道 事 務 所 長
 国 土 交 通 省 九 州 地 方 整 備 局
 鹿 児 島 国 道 事 務 所 副 所 長
 国 土 交 通 省 九 州 地 方 整 備 局
 鹿 児 島 国 道 事 務 所 專 門 員

随 行 者

[オブザーバー]
 鹿 児 島 県 観 光 交 流 局
 観 光 課 長
 (代理)観光地整備対策監

 [オブザーバー]
 鹿 児 島 県 企 画 部
 世 界 文 化 遺 産 課 長

 [オブザーバー]
 鹿 児 島 県 鹿 児 島 地 域 振 興 局
 建 設 部 土 木 建 築 課 長
 (代理)技術主幹兼道路維持第一係長

 [オブザーバー]
 鹿 児 島 県 警 察 本 部
 交 通 部 交 通 規 制 課 長
 (代理)都市規制係長

随 行 者

西 日 本 高 速 道 路 (株) 九 州 支 社
 鹿 児 島 高 速 道 路 事 務 所 長
 (代理)統括課長

 [オブザーバー]
 鹿 児 島 市 建 設 局
 道 路 部 道 路 建 設 課 長

 [オブザーバー]
 鹿 児 島 市 経 済 局
 観 光 交 流 部 観 光 振 興 課 長

 [オブザーバー]
 鹿 児 島 市 企 画 財 政 局
 企 画 部 世 界 文 化 遺 産 推 進 室 長

九州ブロック道路標識適正化委員会鹿児島部会規約

(名 称)

第1条 この委員会は、九州ブロック道路標識適正化委員会鹿児島部会（以下「部会」という）と称する。

(目 的)

第2条 本部会は、道路交通の安全と円滑を確保するため、鹿児島県内の道路標識の整備・向上を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 部会は、鹿児島県内の道路標識に関する整備・改善計画に関係のある道路管理者をもって組織する。

(事 業)

第4条 部会は、第2条の目的を達成するため次のことを決定する。

1. 高速道路等のインター名称の検討
2. その他必要とする道路標識の適正化・整備向上に関すること

(役 員)

第5条 部会に次の役員を置く。

1. 部会長は、鹿児島国道事務所長をもってあてる。
2. 部会員は、別表-1の役職のとおりとする。ただし、必要に応じ部会長が指名するものを参加させることができる。
3. 部会の実務担当者によるワーキンググループとして、幹事会を設ける。
4. 幹事会員は、別表-2の役職のとおりとする。ただし、必要に応じ幹事長が指名するものを参加させることができる。

(部会及び幹事会)

第6条 部会及び幹事会は、必要に応じ部会長及び幹事長がそれぞれ招集する。

(運 営)

第7条 部会の運営方針及び重要な事項の決定は、部会の決議によるものとする。

1. 部会において決定した事項は、「九州ブロック道路標識適正化委員会」に報告するものとする。

(事務局)

第8条 部会の事務局は、鹿児島国道事務所交通対策課に置く。

(その他)

第9条 この規約の定めによるもののほか、本会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

付 則 この規約は、平成19年7月24日より施行する。

(別表－1)

「九州ブロック道路標識適正化委員会鹿児島部会」構成員

所属	役職	備考
国土交通省九州地方整備局 鹿児島国道事務所	事務所長	部会長
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所	事務所長	
鹿児島県 土木部 道路維持課	課長	
鹿児島県 土木部 道路建設課	課長	
西日本高速道路(株)九州支社 鹿児島高速道路事務所	所長	

(別表－2)

「九州ブロック道路標識適正化委員会鹿児島部会 幹事会」構成員

所属	役職	備考
国土交通省九州地方整備局 鹿児島国道事務所	副所長	幹事長
国土交通省九州地方整備局 鹿児島国道事務所 工務課	課長	
国土交通省九州地方整備局 鹿児島国道事務所 調査課	課長	
国土交通省九州地方整備局 鹿児島国道事務所 交通対策課	課長	事務局
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所	副所長	
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 道路管理課	課長	
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 工務第三課	課長	
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 調査第三課	課長	
鹿児島県 土木部 道路維持課 改良施設係	係長	
鹿児島県 土木部 道路建設課 計画調整係	係長	
西日本高速道路(株)九州支社 鹿児島高速道路事務所	工務担当課長	

世界文化遺産に係る道路案内標識の著名地点及び英語表記について

1. 目的

観光立国実現に向け、観光地域を中心に英語表記等を進めている所であるが、今般鹿児島県において旧集成館などが世界文化遺産に登録され、これにより、今後鹿児島市においても、外国人旅行者の増加が見込まれることから、適切な道路案内について関係機関の情報共有を図るものである。

2. 著名地点（施設等）の名称

鹿児島市 ・ ・ ・ 旧集成館， 関吉の疎水溝， 寺山炭窯跡

3. 道路案内標識の種類及び表示内容について

①標識の種類

道路標識令に基づく著名地点案内標識（114系）によるものとする。

②表示内容

日本語と英語の2ヶ国語表記を基本とする。【資料－4】のとおり

4. 標識設置予定箇所（案）について

①設置位置の考え方

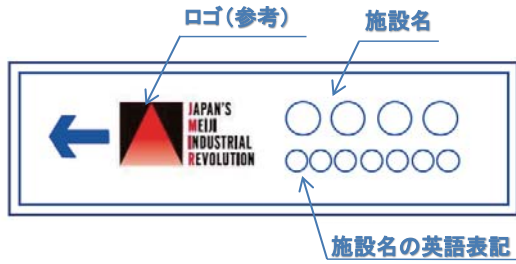
道路利用者は様々な情報ツール及び既存の経路案内標識によりエリア及び目的地直近までは到着することが可能であることから、最終目的地の案内として、著名地点（目的地）、または、その駐車場入口付近に道路案内標識を設置する。

②設置箇所

【資料－5】のとおり

・案内標識(114-A:車両系)

・案内標識(114-B:歩行者系)



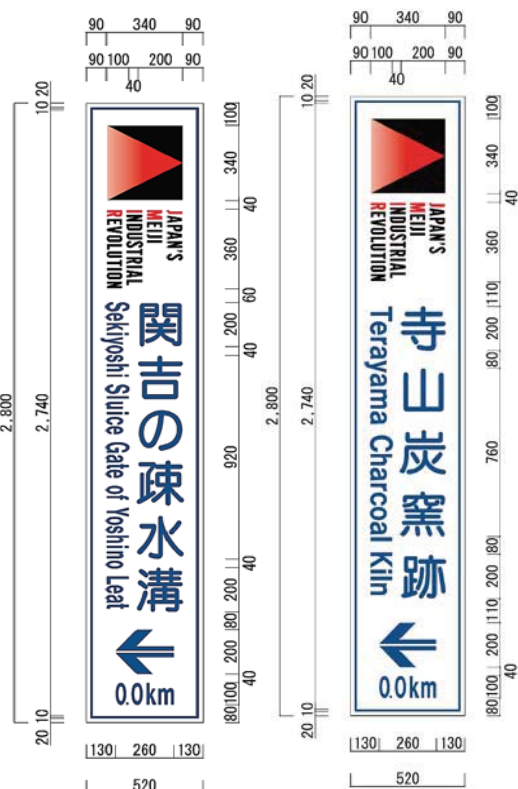
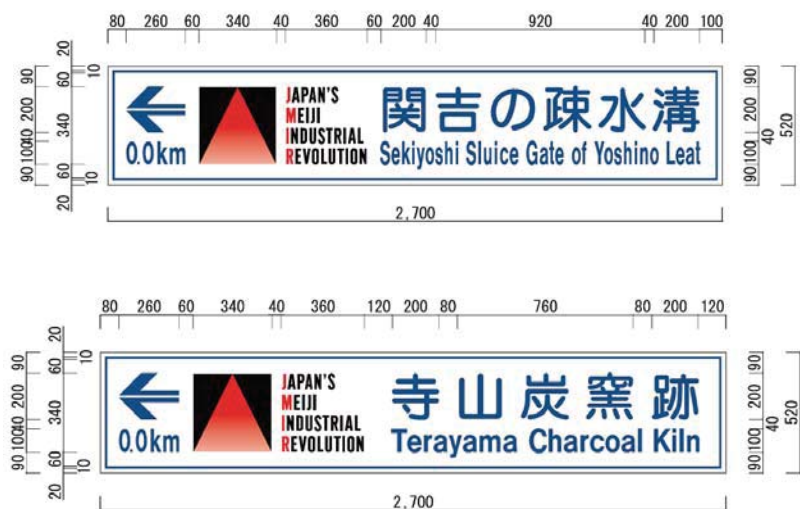
施設等名称	上段:日本語表記 下段:英語表記
旧集成館	旧集成館 Shuseikan
関吉の疎水溝	関吉の疎水溝 Sekiyoshi Sluice Gate of Yoshino Leat
寺山炭窯跡	寺山炭窯跡 Terayama Charcoal Kiln

標準レイアウト(例1)



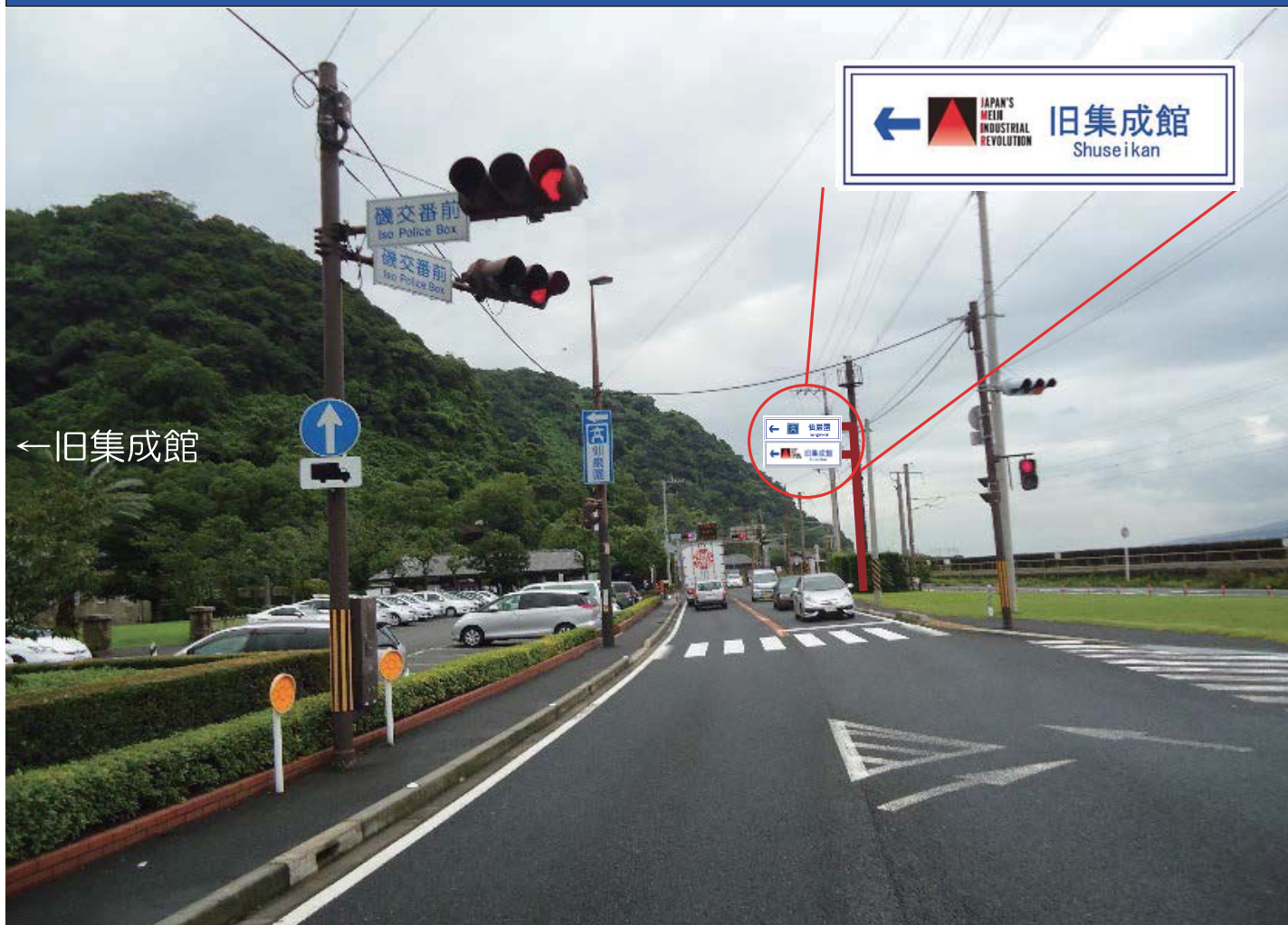
※基本的な寸法を表すものであり、現地状況に応じてレイアウトを変更することができる。

標準レイアウト(例2)



※基本的な寸法を表すものであり、現地状況に応じてレイアウトを変更することができる。

案内標識の設置イメージ(114-A)



道路案内標識設置予定箇所（案）

今回設置する道路案内標識のイメージ

【114-A:車両系】産業遺産ロゴ 施設名

施設名の英語表記

【114-B:歩行者系】産業遺産ロゴ 施設名

施設名の英語表記



【凡 例】

- : 国土交通省（車両系）
- : 鹿児島県（車両系）
- ◆ : 鹿児島県（歩行者系）

1

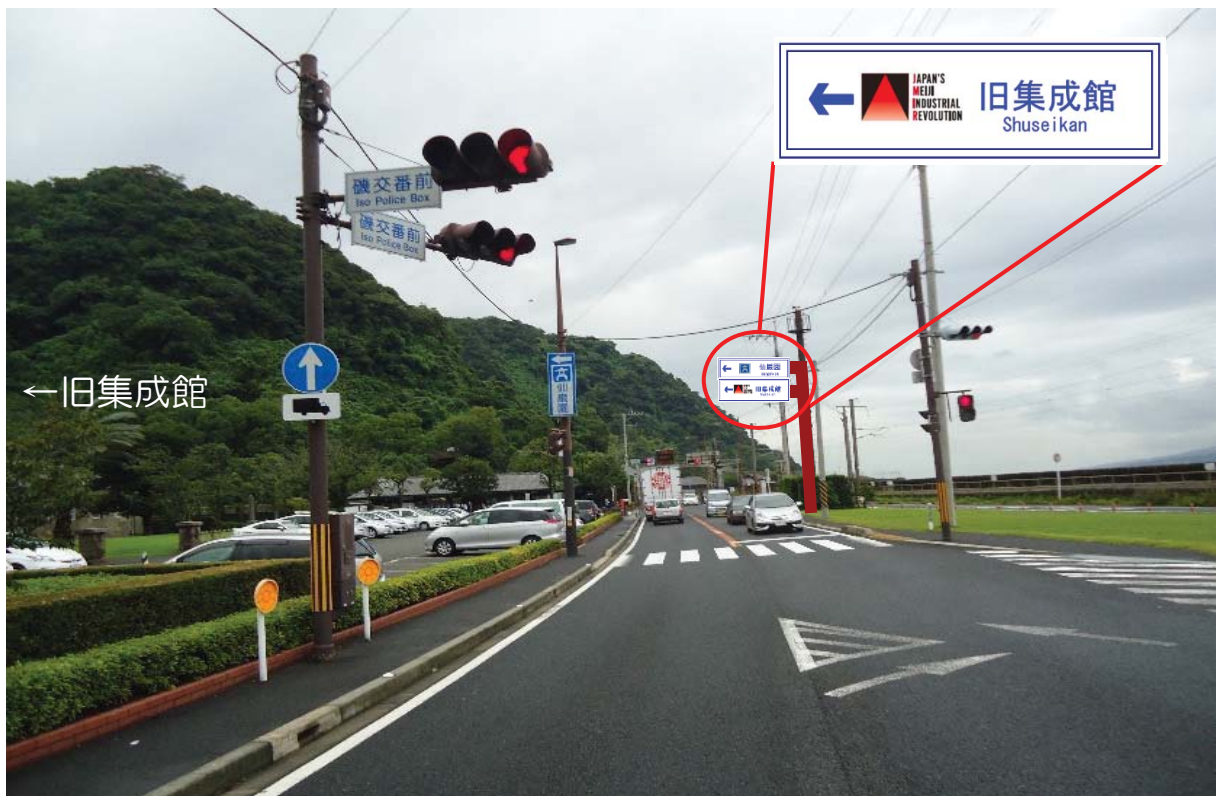
国道10号(仙巖園入口付近)

旧集成館

現況



整備イメージ



1

県道25号鹿児島蒲生線(関吉の疎水溝入口)

関吉の疎水溝

現況



整備イメージ



2

県道215号吉野公園線(寺山ふれあい公園入口)

寺山炭窯跡

現況



整備イメージ



現況



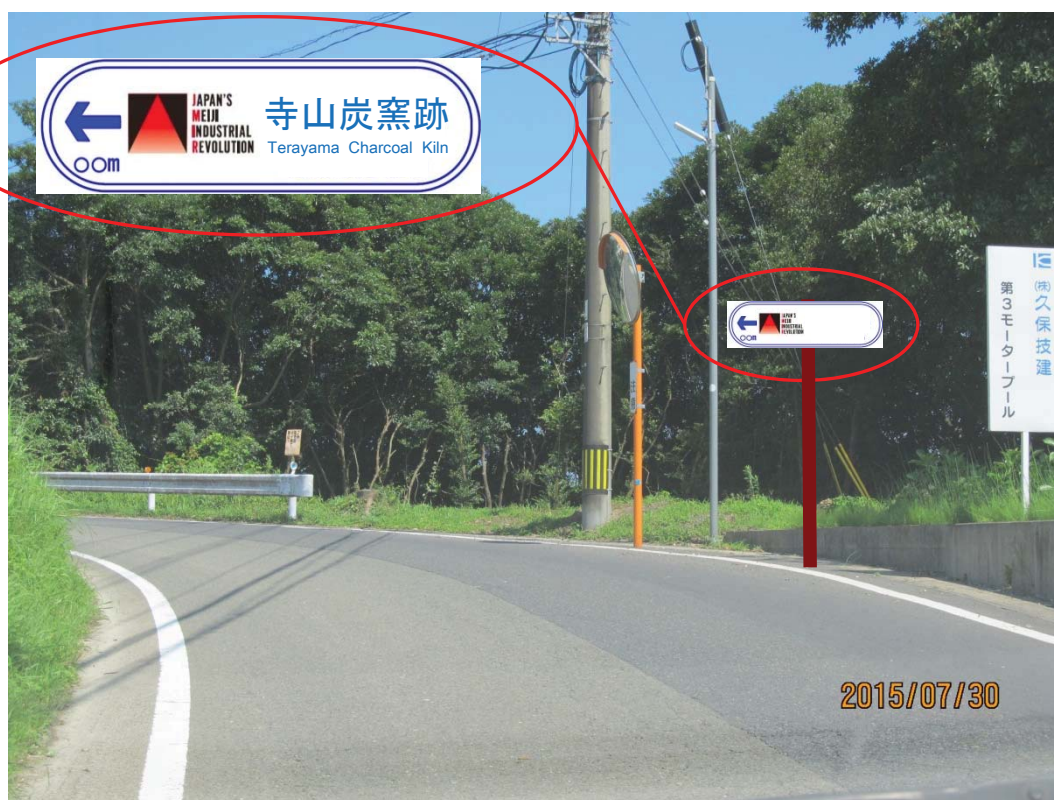
整備イメージ



現況



整備イメージ



観光案内標識等との調整及び連携について

今回整備する道路案内標識についてHP等で公表し、鹿児島県と鹿児島市が整備する観光案内標識や鹿児島市所管の「パンフレット」等と情報を共有し連携を図っていく。
 「道路案内標識」と「その他の観光案内」とが連携することで、国内外の観光客にとってよりわかりやすいものとなる。

観光案内標識



観光案内板整備イメージ:かごしまロマン街道

鹿児島県観光交流局観光課所管

パンフレット



鹿児島市企画財政局企画部
世界文化遺産推進室所管

案内標識設置予定箇所(案)

